化、除染・防護技術の改善、対策資材の開発や備蓄の効率化等、
対策の強化や効率化に資する基盤技術やオペレーション手法
の開発にかかる研究体制整備を実現する。
・2010年までに、地域における健康危機管理体制の評価指針等を
確立する。
・2010年までに、シックハウス症候群の治療の普及に役立つ優れ
た手引きを作成する。
・2010年までに、異臭味被害や水質事故を解消するため、既存対
策に加えて導入可能な汚染物の監視や浄水技術、水源から給水
栓に至るまでのリスク低減方策を開発する。
(環境分野)
・2010年度までに、水道の異臭味被害の原因物質を把握するとと
もに、多様な原水に対応するために必要な浄水技術を開発す
る。また、水質事故防止のための汚染源等に関する情報管理手
法を開発する。
・2015年頃までに、国内外の健康危機管理に関する対策知見や基
盤技術情報が NBC テロ・災害への対応を含む健康危機管理体制
に適切に反映できる体制を整備する。
・2010年頃までに、地域における健康危機管理体制の評価指針等
を確立し、事態発生に対する体制整備を図る。
・2009年までに水道の異臭味被害率を半減し、2014年頃までに異
臭味被害や水質事故をできるだけ早期に解消する。

戦略重点科学技術の	ライフ② 臨床研究・臨床への橋渡し研究
該当部分	
「研究開発内容」のう ち、本事業との整合部分	・生活習慣病、免疫・アレルギー疾患、精神疾患等に対応した、疾患診断法、創薬や再生医療、個人の特性に応じた医療等の新規医療技術の研究開発などについて、国民へ成果を還元する臨床研究・臨床への橋渡し研究を強化する。 ・早期に実用化を狙うことができる研究成果、革新的診断・治療法や、諸外国で一般的に使用することができるが我が国では未
	承認の医薬品等の使用につながる橋渡し研究・臨床研究・治験
	① 支援体制等の整備・増強
推進方策	・臨床医と基礎医学研究者、他領域の研究者(特に工学系、薬学
	系等)との共同体制の増強

(2) イノベーション 25 (社会還元加速プロジェクト) との関係 (該当部分)

イノベーション25	2. 安全・安心な社会 4. 世界的課題解決に貢献する社会
社会還元加速プロジェ	_
クトに該当するか否か。	

- (3) **革新的技術戦略**との関係(該当部分):該当なし
- (4) <u>科学技術外交</u>との関係(該当部分)

第3章 科学技術外交の具体的かつ戦略的な推進

- 1. 地球規模の課題解決に向けて開発途上国との科学技術協力の強化
- (1) 科学技術協力の実施及び成果の提供・実証

(5) 事業の内容 (新規・一部新規・継続)

近年、大規模災害やテロリズムなど、国民の生命・健康の安全を脅かす健康危機事例の 発生が頻発しており、また、新型インフルエンザの発症が懸念されるなど、健康不安が増 大している。また、健康危機発生時においては、迅速で適切な組織的対応が要求されてい る。健康危機発生に際し、初動体制を整備することや情報を共有し活用すること等につい ては、より一層の体制整備を行う必要性が指摘されているところである。

テロリズムを含む原因不明の健康危機への対策を強化するには、感染症や医薬品、食品等の個別分野における対策だけでなく、学際的な研究も必要である。本研究事業では、地域レベルあるいは国家レベルにおける、健康危機管理に関する体制について研究を実施する。すなわち、健康危機事例発生時に備えた健康危機管理基盤の形成に関する分野、水質事故、災害、テロ時においても安全かつ安定的な水供給に関する分野、建築物や生活衛生関係営業等の生活環境に起因する健康危機の未然防止及び適切な対応等に関する分野における研究を推進する。

(6) 平成21年度における主たる変更点

地域における健康危機管理研究は、「地域保健対策検討会 中間報告」(平成17年5月)において「今後の地域保健のあり方として有事の健康危機管理対策の重要性が提言されたこと」を踏まえ、研究を実施しているところである。現在、地域健康安全の基盤形成に関する研究分野、水安全対策研究分野、生活環境安全対策研究分野、健康安全・テロリズム対策システム研究分野として研究事業を行っている。

(7) 他府省及び厚生労働省内での関連事業との役割分担

本研究事業では、感染症の病因と治療あるいは医薬品や食品の安全対策といった個別の疾病に対する対応策を明らかにするための研究ではなく、公衆衛生行政システムの活用に関する研究を行う。すなわち、健康危機管理の基盤形成や水道水質基準の逐次見直し、生活衛生のガイドラインを作成するなどの研究を実施する。

(8)予算額(単位:百万円)

H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1 (概算要求)
1, 114	6 5 7	577	467	未定

(9) 19 年度に終了した本研究事業で得られた成果

(地域健康危機管理の基盤形成に関する研究分野)

- ・大規模な自然災害が発生した場合に、住民の健康被害を抑制する方法について検討した。 災害発生後の避難生活では、熱中症とエコノミークラス症候群の発生が大きな問題であることが明らかとなり、対応ガイドラインを作成した。
- ・健康危機発生時の情報収集と情報の質の評価、情報共有等における基本的な問題点を整理し、情報システム構築に関する基本的な概念を提示した。また、化学物質に関連する健康危機情報を整理した。成果は、国立保健医療科学院が健康危機管理対策として運営する「健康危機管理支援ライブラリーシステム」に公開され全国的に活用されている。
- ・健康危機発生時に最前線で対応する民間の医療関係者向けに行政の危機管理計画と整合性を図りながら活動計画や災害医療プログラムのモデルを作成した。同モデルは、三県市の医師会において各種計画を作成する際に活用された。
- ・健康危機の原因となりうるウイルス検査等の精度管理の実態を把握したうえで訓練を実施し、健康危機発生時の各検査機関等の連携向上を図るための問題点を抽出した。ウイルスの簡易診断法あるいは多成分一斉迅速検査は、鑑別診断や原因物質特定診断に有用であり、普及を図ることで診断の迅速化が期待できる。
- ・地域保健業務従事者の効率的な人材育成方法について検討し、ガイドラインを作成した。 (水安全対策研究分野)

- ・健全な水循環の形成に資する浄水・管路技術に関する研究では、膜ろ過技術を組み込ん だ新しい浄水システムの導入に資するガイドラインを作成したとともに、管路の老朽化 診断に関する実用的な手法を示した。
- ・残留塩素に過度に依存しない新しい水道に関する研究では、残留塩素がない場合における微生物再増殖による水質悪化や、給配水過程において水道水質を良好な状態に保つための条件などの水質管理手法等についてとりまとめられた。
- ・給水末端における水質及び給水装置等の管理に関する研究では、給水装置等の機能不全に由来する水質異常や音・振動、漏水、逆流などの異常の早期検出に資する知見が得られ、給水末端における水質管理・施設管理手法についてとりまとめられた。

(生活環境安全対策研究分野)

・シックハウス対策関連研究については、ダニやカビ等を含めたシックハウス症候群の実態調査を行い、保健所の職員向けにシックハウス症候群に関する相談マニュアルを作成した。

(テロリズム対策システム研究分野)

- ・健康危機管理における効果的な医療体制のあり方に関する研究において、テロに対する 急性期医療に関して実効性ある体制整備に寄与するため、「医療機関におけるNBCテロ・災害への標準的対応マニュアル」及び「医療機関におけるNBCテロ対応標準的資 器材」の整備推奨リストを策定し、それを用いてNBCテロ・災害研修会の実施、検証 をするとともに、米国医師会による災害医療研修である Advanced Disaster Life Support (ADLS)を我が国で開催した。
- ・改正国際保健規則への対応体制構築に関する研究において、平成19年6月から施行された改正国際保健規則(IHR2005)に沿って主要国が法改正等の手続きを経て情報収集体制を構築していることを把握し、我が国がIHR2005遵守のために実施すべき課題を描出した。
- ・健康危機管理におけるクライシスコミュニケーションのあり方の検討を通じ、危機における情報伝達の諸課題を描出し、シンポジウムを開催し広く一般国民に周知し、また、 行政担当者向けのコミュニケーションマニュアルを作成中。

2. 評価結果

(1) 研究事業の必要性

健康危機管理対策は行政が中心となって推進していく必要があり、本研究分野は行政課題解決のための対策の一つとなっている。健康危機事例の発生時に国民の健康と生命の安全を確保するためには、平時において健康危機管理体制の基盤形成を確実に行っておく必要がある。また、水供給や生活環境が適切に維持されない場合には、大規模な健康危機が惹起されることとなるため、適切な維持・管理と環境の保持・増進に関する研究が必要である。テロリズムや国際的な公衆衛生上の脅威が発生した場合における健康危機管理対策も必要であり、個別の分野における研究のみならず、分野横断的な研究が必要とされている。

(地域健康危機管理に関する基盤形成に関する研究分野)

健康危機管理体制の構築」は地域保健において重要な課題であり、これまでの成果も多くの自治体、関係者において利用されている。健康と安全の確保に関しては、専門的で迅速な対応が必要であり、地域における健康危機管理対策をより強化するためには、引き続き研究を推進する必要がある。

(水安全対策研究分野)

安全・安心・快適な水を供給していくため、水道水質基準の逐次見直しを進めるとともに、地震による水道施設の損害や老朽化した管路の破損等による断水が市民生活に大きな影響を及ぼす事例が問題となっていることから、飲料水危機管理対策等の強化、水源から蛇口までについての微量化学物質や病原生物等並びに突発的事故・災害等に係るリスクを一層低減し総合的安全性を強化していくための方策、異臭味被害対策強化方策、途上国に適した水道技術の検証等に係る研究開発を中心として進めていくことが必要である。また、安全・安心・快適な水道水の利用が健康増進に果たしている役割など、水道利用に関するソフト面の観点

からの研究を進めることも必要である。

(生活環境安全対策研究分野)

シックハウス症候群やレジオネラ属菌対策等、当初、発症機序等が未解明な分野に関する 知見が確実に集積され、実際にマニュアルや指針の作成等具体的な対応策につながっている が、未解明な部分も多く、さらなる対策のため、調査研究の推進が必要である。

(健康危機管理・テロリズム対策研究分野)

NBC 災害、国際テロ等の国際的健康危機発生に備えた我が国の政策立案に寄与する研究や、我が国の保健医療システムの強化を図ることを目指した研究等が実施されており、それらを通じて、万一健康危機が発生した場合に効果的・効率的に対策を推進するために必要な基礎資料の収集と分析が図られており、引き続き着実な推進が望まれる。

(2) 研究事業の効率性

研究課題のほとんど全てを公募課題としており、また、試行的 Funding Agency である保健医療科学院が研究費配分機能を担うことで、適切な研究評価がなされ、より多くの研究成果が得られるように配慮している。

本研究分野の研究成果は公衆衛生行政に反映されるため、その経済的効果は極めて大きい。大規模な健康危機事例における健康被害による経済的損失は甚大であり、本研究分野の推進によって健康被害の拡大を抑止する体制整備が行われるため、経済的に直接なメリットがあるだけでなく、社会不安の軽減も図られ、極めて有意義な研究事業である。

(3)研究事業の有効性

公衆衛生行政には、科学的根拠が強く求められている。特に「指針」、「ガイドライン」「基準値」等の策定や改正にあたっては、基礎的な調査研究が不可欠である。公衆衛生行政の課題及び施策に対して本研究事業の結果は積極的に活用されており、また、健康危機管理の基盤を形成することは、国民の安全確保に不可欠であり、安心感の醸成に大きく貢献している。

(4) その他:特になし

3. 総合評価

国民の生命・健康の安全を守ることは国家の責務である。本研究事業における個々の研究結果は、健康危機への対策として活用されており、地方公共団体における体制整備、関係者間の情報共有等に活用されている。また、本研究事業の成果物は、ガイドライン策定や基準値等の改正の際に、科学的根拠として活用されており、公衆衛生施策を進めるにあたって有用な研究事業である。

今後起こりうる健康危機はますます多様化、複雑化することが予想されている。迅速かつ適切に健康危機に対応し、国民の安全を確保するためには、引き続き研究事業の推進を図ることが必要である。